

岐阜県公報

目次

告 示

道路の区域変更

(道路維持課) 六一九ページ

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
 大規模小売店舗の新設の届出に関する件
 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
 土地改良事業計画の変更の適当の決定
 大垣都市計画の図書の縦覧
 指定自立支援医療機関の指定
 指定自立支援医療機関の変更届出
 落札者等に関する公示

(環境生活政策課) 六一九
 (商業流通課) 六一〇
 (同) 六一〇
 (農地計画課) 六一一
 (都市政策課) 六一一
 (身体障害者更生相談所) 六一一
 (同) 六一二
 (同) 六一二
 (会計課) 六一三

告 示

岐阜県告示第五百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年八月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 別後	敷地の幅 員(メートル)	延 長 員(メートル)	備 考
県道	多治見線 白川線	加茂郡八百津町伊岐津志 字尾山一七二七番一四地 先から 同 郡 町 同 郡 同 町 一七四一番八地先 まで	前	七 三 〇	三三 〇	
		後		九 四 三 〇	三三 〇	

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年七月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふるさと谷汲
- 三 代表者の氏名 河村 美晟
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲徳積一―五〇番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、ゆたかな自然がとりまく環境を守り育むことと、その自然を背景にした地域の人々の交流を推進すること、健全で活力あるまちづくりに貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年八月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人つらら
- 三 代表者の氏名 長屋 栄一
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市正木町大浦字中山四六〇番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、痴呆性老人、要介護認定者に対して、グループホームの運営など、日常生活を支援する福祉に関するサービスを提供し、もって地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。なお、その届出書等は平成十九年八月十七日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成十九年七月二十六日
- 二 届出者の氏名又は名称 株式会社パロー
- 三 建物の名称及び所在地 (仮称) パロー郡上店
- 四 郡上市八幡町稲成字ツトテ八四四番一 外
- 五 大規模小売店舗の新設日 平成二十年三月二十七日
- 六 店舗面積 七、〇八三平方メートル
- 七 駐車場の収容台数 六四八台
- 八 荷さばき施設の面積 五七〇平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年八月十七日から四月間岐阜県産業労働部商業流
通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成十九年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年八月三日

二 届出者の氏名又は名称

カワボウテキスチャード株式会社

三 建物の名称及び所在地

各務原リバープラザ

各務原市蘇原青雲町四丁目一番地 外

四 変更した事項

小売業を行う者の氏名又は名称 外

(変更前) 株式会社イトーヨーカ堂 外 十四者

(変更後) 株式会社イトーヨーカ堂 外 十三者

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項において準用す
る同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改
良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用す
る同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更
後の土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
関 市	高賀上外戸地区	関市役所	平成一九・八・一七から 九・一四まで

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同
法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十
一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆
の縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画火葬場の変更

一号 大垣市鶴見斎場

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定
自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成十九年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指 定 年 月 日
-----	-------	---------------	--------------

シンコー薬局美濃太田店	美濃加茂市太田町四二九六	育成・更生	平成一九・八一
けやき薬局	高山市昭和町二二二二	同	同
ジャスコ各務原店薬局	各務原市那加萱場町三八	同	同
加藤薬局	多治見市市之倉町二一八六	同	同
ホソノ薬局/せき南調剤	関市神明町三六一七	同	同
アポロン薬局和良支店	郡上市和良町沢字寺前八六八	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成十九年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
(病院又は診療所)

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年 月 日 更
博愛会病院	不破郡垂井町二二一〇四二	内科	腎臓	更生	平成一九・五・二六

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年 月 日 更
稲口薬局	関市稲口字柳洞七七三一	育成・更生	平成一九・六・二五

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十九年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品等の名称 調達者管理用端末機器の買付け
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成19年6月12日
- 4 落札者を決定した日 平成19年7月23日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
日本電子計算機株式会社
池兼本部長 鹿 鹿 英明
- 6 落札金額 186,795,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課
(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

平成十九年八月十七日印刷
平成十九年八月十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 年 四 八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）